

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社花山組
(法人番号：7290801003042)
業者の住所：福岡県北九州市小倉南区徳力 1 - 1 - 1 8
2. 指名停止措置期間：令和 7 年 9 月 9 日から令和 7 年 1 0 月 8 日まで
(1 か月)
3. 指名停止措置の範囲：福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
4. 事実概要：
株式会社花山組の代表取締役は、令和 7 年 5 月 2 1 日に死体遺棄の容疑及び同年 6 月 1 1 日に殺人の容疑で福岡県警に逮捕され、同年 7 月 2 日に殺人及び死体遺棄の罪で福岡地方検察庁小倉支部に起訴されたもの。
5. 指名停止措置理由：
上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 6 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
従って、本件については、指名停止 1 か月を適用する。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 6 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内